あなたのくらしと国保

National Health Insurance Guide

新宿区 SHINJUKU CITY

令和７年度版 (2025)
FY2025 Edition

新宿区国民健康保険のご案内

Information on Shinjuku City National Health Insurance

新宿区ホームページに、この冊子の電子版を掲載しています。
より詳しい内容を、多言語で読むことができます。

An electronic version of this booklet is available on the Shinjuku City website, where you can read further details in multiple languages.

https://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/hoken01_002065.html

英語	National Health Insurance Guide
中国語	国民健康保险简介
韓国語	국민건강보험의 안내
ネパール語	राष्ट्रिय स्वास्थ्य बीमा जानकारी
ベトナム語	Hướng dẫn về bảo hiểm sức khỏe công dân
ミャンマー語	အမျိုးသားကျန်းမာရေးအာမခံဆိုင်ရာလမ်းညွှန်

multilingual

あなたのくらしと国保 電子版
National Health Insurance Guide Electronic Version

新宿区国民健康保険からのお知らせ

詳細は電子版をご覧ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）

お問い合わせ先　国保資格係

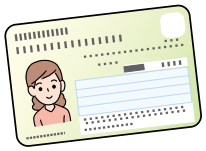

マイナ保険証は、医療機関や薬局での受付がスムーズになるほか、簡単に医療費の確認ができるなど、とても便利です。マイナ保険証は、マイナンバーカードの取得後に「マイナポータル」から簡単に申込むことができます。ぜひご利用ください。

【マイナ保険証のメリット】

- **より良い医療を受けることができる**：過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
- **手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除される**：限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

●令和6(2024)年12月2日から国民健康保険被保険者証（保険証）は交付されなくなりました

- 令和6(2024)年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、最長で令和7(2025)年9月30日まで使用可能です。
- 令和6(2024)年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」が交付されます。

マイナ保険証に関する最新の情報は、厚生労働省のホームページ【マイナンバーカードの健康保険証利用について】をご覧ください。また、制度全般に関するお問い合わせは、次の電話番号で対応します。

マイナンバー総合フリーダイヤル（総務省）　0120-95-0178（通話料無料）

国民健康保険の電子申請について

お問い合わせ先　国保資格係

国民健康保険の資格取得手続き（加入手続き）、資格喪失手続き（脱退手続き）はパソコンやスマートフォンから、原則として24時間365日、いつでもご利用いただけます。

手続きは「LoGoフォーム」を通じて、行うことができます。詳細は電子版をご覧ください。

組織改正に伴うお問い合わせ先の変更について

お問い合わせ先　滞納対策課

●滞納対策課の設置

令和7年4月より国民健康保険料と特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）の滞納整理業務を一元的に行う滞納対策課を設置し、納付相談の対応窓口を集約します。

●新宿区納付案内センターの設置

滞納対策課では、新宿区納付案内センターを設置し、平日開庁時間のほか、休日開庁日（原則毎月第4日曜日）にも納付相談の受け付けを行っています。国民健康保険料、特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）の納付が困難なときは、ご相談ください。

新宿区納付案内センター連絡先：（５２７３）４３１１

目次

詳細は電子版をご覧ください。

こんなとき	内容		ページ
国民健康保険（国保）の仕組みについて知りたい	国保とは	・国民健康保険被保険者証（保険証）・資格確認書 …	8
	国保で受けられる給付	・国保に入っていると ……	26
		・国保をやめるときの注意点 ……	26
		・国民健康保険に加入中の70歳～74歳の方 ……	28
国保の加入、脱退、資格の変更の手続きをしたい	国保とは	・国保に加入する人 ……	6
		・国保の届け出 ……	10
保険料の決まり方を知りたい	保険料	・保険料の決まり方 ……	12
		・保険料の計算方法 ……	14
保険料の納め方を知りたい		・保険料の納め方 ……	22
保険料を減免してほしい		・保険料が減免されるとき ……	16
保険料が納められない		・保険料を納めないと ……	24
国保の給付を受けたい（高額な医療費がかかってしまったとき、いったん全額負担したときなど）	国保で受けられる給付	・国保の給付制度	
		❶療養費の支給（いったん全額負担したとき） ……	30
		❷高額療養費制度（医療費が高額になったとき） …	32
		❸限度額適用認定証 ……	32
		❹入院中の食事代 ……	40
		❺出産したとき ……	40
		❻亡くなったとき ……	40
		❼長期特定疾病で療養の方 ……	42
		❽結核・精神医療給付証の交付 ……	42
健康診査や保養施設等について知りたい	・保健事業のご案内 ……		44

●お問い合わせ先 …… 46

本人確認書類について

手続きの際には、以下の書類をお持ちください（有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります）。

●個人番号確認（郵送申請時には不要です）

1点のみ	・マイナンバーカード（個人番号カード）　・個人番号の表示がある住民票 ・通知カード（住所、氏名等の記載事項に変更がないもの、または正しく変更手続きがとられているもの）

●本人確認 官公署等発行の区が認める書類

1点のみ	顔写真付き証明書
	（例）・マイナンバーカード（個人番号カード）　・運転免許証　・在留カード　・パスポート ・身体障害者手帳　・精神障害者保健福祉手帳　など
2点以上	顔写真のない証明書
	（例）・令和6年12月1日以前に発行された健康保険被保険者証（保険証）　・資格確認書　・健康保険資格喪失証明書 ・国民健康保険料納入通知書　・住民票　・介護保険証　・国民年金手帳または基礎年金番号通知書　など

※代理の方が手続きをされる場合は、次の書類が必要となります。
- 法定代理人の登記事項証明書　または　委任状（新宿区ホームページからダウンロードできます）
- 届け出の対象となる方の個人番号の確認ができる書類
- 代理の方の本人確認ができる書類
- 委任状が記名の場合は委任した方の本人確認ができる書類の写し

※「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」は本人確認書類としては取り扱いません。

国保とは

詳細は電子版をご覧ください。

国民健康保険（国保）は、加入者（被保険者）であるみなさんが安心して医療が受けられるように、それぞれの収入に応じてお金を出し合い、そこから医療費を支払う制度です。加入者のみなさんが病気やけがをしたときには、国保で医療給付を受ける権利がありますが、その代わりに、世帯主の方は保険料を納める義務を負います。

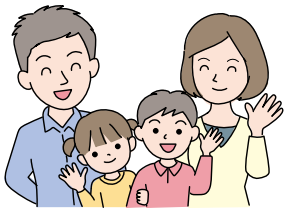

国保に加入する人

お問い合わせ先　国保資格係

職場の健康保険（健康保険組合、国民健康保険組合等）に加入できる方や、生活保護を受けている方以外は、国保に加入します。

個人事業主の方	退職などで職場の健康保険をやめた方	パート・アルバイト等で職場の健康保険に加入できない方	住民登録をしている外国籍の方で、職場の健康保険に加入できない方
	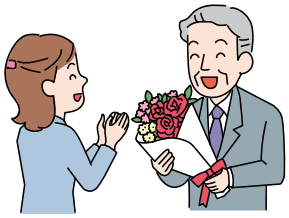		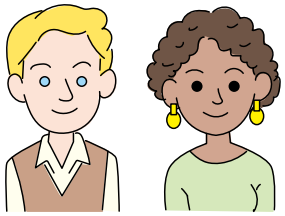

※外国籍の方で、在留期間が3カ月以下の方、在留期限の切れている方、在留資格が「外交」の方、医療目的・観光・保養等で発給された「特定活動」に該当する方については、原則、国保に加入できません。

お問い合わせ先　高齢者医療担当課高齢者医療係

※75歳になった方は、一部の方を除き、それまで加入していた医療保険（国民健康保険や社会保険等）から自動的に後期高齢者医療制度に移行します（届け出不要）。詳細は電子版をご覧ください。

詳細は電子版をご覧ください。

国民健康保険被保険者証（保険証）・資格確認書

お問い合わせ先　国保資格係

保険証や資格確認書はみなさんが保険診療を受けるときの証明書です。

●令和6（2024）年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、最長で令和7（2025）年9月30日まで使用可能です。

●令和6（2024）年12月2日以降は保険証を交付しなくなり、新規加入した方や保険証等の記載事項に変更があった方等には、当面の間の措置として、マイナ保険証保有の有無にかかわらず保険証と同様に医療機関等で使える資格確認書を交付します。この資格確認書は、最長で令和7(2025)年7月31日まで使用可能です。

●現在有効な保険証または資格確認書をお持ちで、マイナ保険証を保有していない方には令和7（2025）年8月以降も使用可能な資格確認書を、マイナ保険証を保有している方には資格情報のお知らせを令和7（2025）年7月末までにお送りします。

●保険証や資格確認書は絶対に他人に貸してはいけません（不正に保険証や資格確認書を使用すると、法律で罰せられます）。

●70～74歳の方は、一部負担割合が記載された資格確認書または保険証と高齢受給者証を医療機関等で提示してください。マイナ保険証を保有している方はマイナ保険証でも医療を受けることができます（詳しくは、28ページをご覧ください。）。

※保険証や資格確認書の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。臓器移植に関するご質問・お問い合わせは、（公社）日本臓器移植ネットワーク（0120-78-1069）へ。

※資格情報のお知らせとは、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合など、保険資格の基本情報が記載された書面で、ご自身の資格情報を確認できるものです。顔認証付きカードリーダーの不具合などの何らかの事情で、医療機関等の窓口でのマイナ保険証による受付が上手くいかなかったときに、マイナンバーカードとともに提示することでスムーズに保険診療を受けることができます。なお、資格情報のお知らせのみで保険診療を受けることはできません。

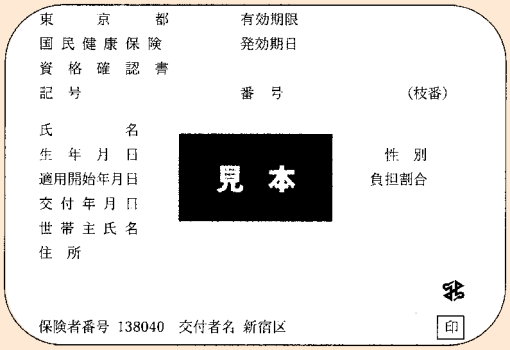

詳細は電子版をご覧ください。

国保の届け出

お問い合わせ先　国保資格係

●こんなときには14日以内に届け出を！

各種届け出は、区役所または特別出張所の窓口にお越しください。一部郵送での手続きも可能です。

なお、住民票上の同一世帯員以外の方が届け出をする場合は、委任状が必要です。

申請に必要なもの

- 手続きに必要な書類（詳しくは下記の表をご覧ください）
- 届出人または手続き対象者の個人番号確認書類
- 届出人の本人確認書類

※4ページ参照

	こんなとき	手続きに必要な書類
入るとき	新宿区に転入してきた※1	転出証明書
	職場の健康保険などをやめた（電子申請・郵送可）	職場の健康保険の資格喪失証明書 （扶養家族がいない場合は、退職証明書でも代用可）
	生活保護を受けなくなった（電子申請・郵送可）	保護受給証明書 （単身世帯の場合は、保護廃止決定通知書でも代用可）
	子どもが生まれた※1	国保の保険証や資格確認書※2
やめるとき	新宿区外へ転出する※1	国保の保険証や資格確認書※3
	職場の健康保険などに加入した（電子申請・郵送可）	職場の健康保険の保険組合名、資格取得日、記号・番号がすべて記載されたもの※4、国保の保険証や資格確認書
	生活保護を受けるようになった（電子申請・郵送可）	国保の保険証や資格確認書、保護受給証明書
	国保の加入者が死亡した※1	国保の保険証や資格確認書（回収させていただきます）

※1　住民票上の情報を変更する届け出は、戸籍住民課住民記録係または各特別出張所の窓口で受付けます。

※2　夫婦一方が被用者保険（社会保険等）の被保険者の場合には、まずお子様を被扶養者として認定できないかを保険者にご確認ください。被扶養者として認定されない場合には、保険者から発出される不認定の通知をお持ちのうえ、お手続きください。

※3　修学のためや介護保険施設等への入所のために新宿区を転出する場合は、申請により新宿区の国保を継続できる場合があります。

※4　例：資格確認書、社会保険資格取得証明書、資格取得日が記載された資格情報のお知らせ（資格情報通知書）、マイナポータルの「健康保険証」画面のスクリーンショット、職場の健康保険証（令和6年12月1日以前に発行されたもの）。なお、携帯用（カードサイズ）の資格情報のお知らせ（資格情報通知書）やマイナポータルの「医療保険の資格情報」画面には、資格取得日が記載されていない場合があります。

●国保に入る・やめる手続きは電子申請・郵送でもできます

（詳細は電子版をご覧ください）

電子申請・郵送申請OK

●加入の届け出が遅れると…

保険料は国保に加入した月まで遡って（最大2年間）納めることになります。一方で、保険証や資格確認書が交付されていないため、その間に医療機関等で支払う医療費は全額自己負担となります。

●保険証や資格確認書を紛失したら…

届出人の本人確認書類を持って医療保険年金課または各特別出張所の窓口で、再交付の手続きをしてください。令和6（2024）年12月2日以降は保険証を交付しなくなったため、資格確認書を交付します。

保険料

詳細は電子版をご覧ください。

みなさんが病気やけがをしたときの医療費等の財源として、みなさんに保険料を納めていただきます。
詳細は、電子版または保険料の通知書に同封のチラシでもご案内しています。

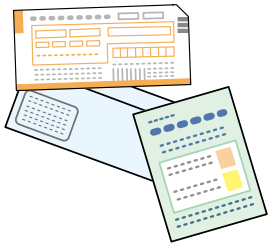

保険料の決まり方

お問い合わせ先　国保資格係

●保険料の決定について

1年間(4月～翌年3月)の保険料は、毎年6月に決定し、6月中旬頃に通知書をお送りします。保険料は、6月納期から翌年3月納期までの年10回払いとなります。納期限は、各納期の末日(金融機関が休業日のときは翌営業日)となります。

1年間の保険料

加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	1期(6月期)	2期(7月期)	3期(8月期)	4期(9月期)	5期(10月期)	6期(11月期)	7期(12月期)	8期(1月期)	9期(2月期)	10期(3月期)		

12カ月分の保険料を10回払い

●保険料の変更について

新宿区に1月2日以降に転入された方、年度の途中で国保を脱退された方等は、保険料額が変更となる可能性があります。年度途中に保険料額の変更があった世帯には、通知書等を送付します。納付の際は、同封されている最新の納付書で納めてください。

●保険料の賦課決定の期間制限について

保険料の賦課決定(保険料の変更)は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年経過した以後できなくなります。その結果、納めすぎた保険料をお返しできなくなる可能性があります。
国保の脱退手続きが済んでいない方や過年度分の所得の申告が済んでいない方等は、速やかに手続きしてください。

国保では一人一人が被保険者となり、保険料もそれぞれかかります。保険料の納付の義務は住民票上の世帯主が負います。世帯主がほかの健康保険に加入していて、世帯員だけが国保に加入している場合(擬制世帯)でも、世帯主が納付義務者となります。このため、保険料の通知書等は、世帯主あてにお送りします。

詳細は電子版をご覧ください。

保険料の計算方法

お問い合わせ先　国保資格係

保険料は世帯を単位として、国保加入者の人数と介護保険第2号被保険者（国保に加入している40歳～64歳）の人数と算定基礎額をもとに、次の方式で計算されます。

※算定基礎額とは、前年中の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額43万円（合計所得金額が2,400万円以下の場合）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は適用しません）。なお、算定基礎額が0円未満になる場合は0円として扱います。

令和7年度保険料 ＝ **医療分** ＋ **後期高齢者支援金分** ＋ **介護分（40歳～64歳の方）**

医療分	後期高齢者支援金分	介護分
均等割額	均等割額	均等割額
47,300円	16,800円	16,600円
×	×	×
世帯の加入者数	世帯の加入者数	世帯の加入者のうち40歳～64歳の加入者数
＋	＋	＋
所得割額	所得割額	所得割額
世帯の加入者全員の算定基礎額	世帯の加入者全員の算定基礎額	世帯の加入者のうち40歳～64歳の算定基礎額
×	×	×
7.71%	2.69%	2.25%
賦課限度額 66万円	賦課限度額 26万円	賦課限度額 17万円

＋　＋

※未就学児は、均等割額が半額となります。

●住民税の申告（所得の申告）について

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算しています。

世帯の全員が所得の申告を行うと、保険料の均等割額の減額（16ページ）等の制度の適用を受けられることがあります。前年中に所得がない等、税法上所得の申告が不要な方でも、住民税の申告をしてください。

詳細は電子版をご覧ください。

保険料が減免されるとき

お問い合わせ先　国保資格係

●均等割額の減額（減額賦課）

前年中の所得が一定の基準以下の世帯は、均等割額が減額されます。この適用を受けるには、前年中の所得について世帯主を含む加入者全員の所得が判明していることが必要です。

前年中に所得がない等、税法上所得の申告が不要な方でも、住民税の申告をしてください。

※国保に加入していない世帯主の方に所得がある場合は、減額にならない場合があります。

※減額の可否を判定する基準日は、令和７年４月１日（新規加入者は国保に加入した日）となります。

●令和７年度減額基準表

	減額割合	所得金額（前年の総所得金額等）
１号減額	７割	43万円＋（給与または年金所得者の合計数－１）×10万円
２号減額	５割	43万円＋（給与または年金所得者の合計数－１）×10万円 ＋30.5万円×（世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数※）
３号減額	２割	43万円＋（給与または年金所得者の合計数－１）×10万円 ＋56万円×（世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数※）

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度移行により国保を脱退した方のことです。

●非自発的失業者に対する保険料の軽減措置

倒産や解雇等により離職された方で、以下①・②の全ての条件に該当する方は、届け出により前年の給与所得を100分の30に軽減して保険料を計算します。軽減期間は、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。

①離職日時点で65歳未満の方

②公共職業安定所（ハローワーク）から「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」が交付されている方で、離職理由の番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の方

●一般減免

災害、倒産、病気などで生活が著しく困難となった場合に、自分の資産や能力を活用しても納付が困難になったときは、保険料の減額・免除を申請することができます。申請される方は電話などで事前にご相談ください。なお、納期限が過ぎてしまった保険料は、対象となりません。

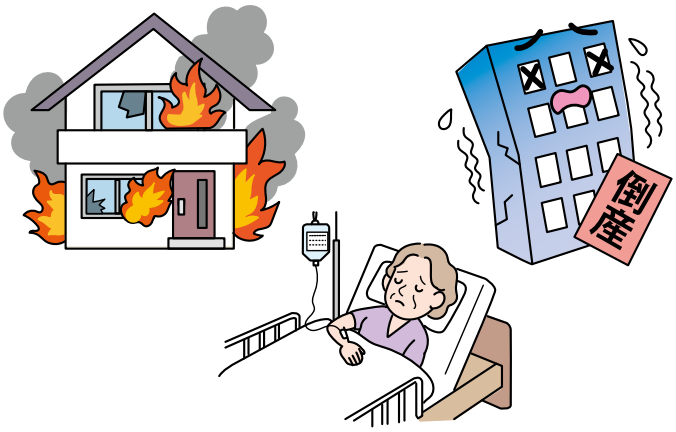

詳細は電子版をご覧ください。

保険料が減免されるとき

お問い合わせ先　国保資格係

●留学生や日本に入国したばかりの方の均等割保険料の軽減

前年の1月～12月の間に、日本での給与収入が98万円以下だった方は、手続きをすると、保険料が7割減額される場合があります。留学生や日本に入国したばかりの方は、医療保険年金課国保資格係で手続きしてください。また、留学生の方は毎年手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

〈外国籍の場合〉

[1]在留カード

[2]学生証または入学許可証(留学生のみ)

〈日本国籍の場合〉

[1]パスポート(出入国のスタンプが押印されたもの)

[2]顔写真付きの本人確認書類(パスポートの有効期限が切れている方)

【手続きをするところ】

医療保険年金課国保資格係

●後期高齢者医療制度移行に伴う保険料の減免

保険料負担のなかった65歳以上の健康保険被扶養者が、健康保険被保険者の後期高齢者医療制度該当(75歳到達)に伴い国保に加入した場合には、届け出により、減額または一部免除になります。

●未就学児に係る均等割保険料の軽減

子育て世代への支援として、未就学児に係る均等割保険料が5割に軽減されます。軽減を受けるにあたって、申請等の必要はありません。

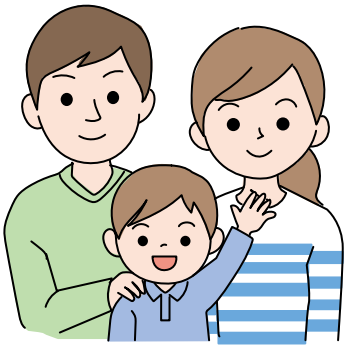

詳細は電子版をご覧ください。

保険料が減免されるとき

お問い合わせ先　国保資格係

●産前産後期間の保険料の軽減

【対象となる方】

令和５年11月１日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者（出産被保険者）の方が対象です。妊娠85日（４カ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。

※新宿区より出産育児一時金の支給を受けている場合には、届出は不要です（区で出産の事実を確認し、対象期間の保険料を軽減します）。

【受付期間】

出産予定日の６カ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

【保険料軽減の概要】

その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産被保険者の出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の３カ月前から６カ月相当分が減額されます。

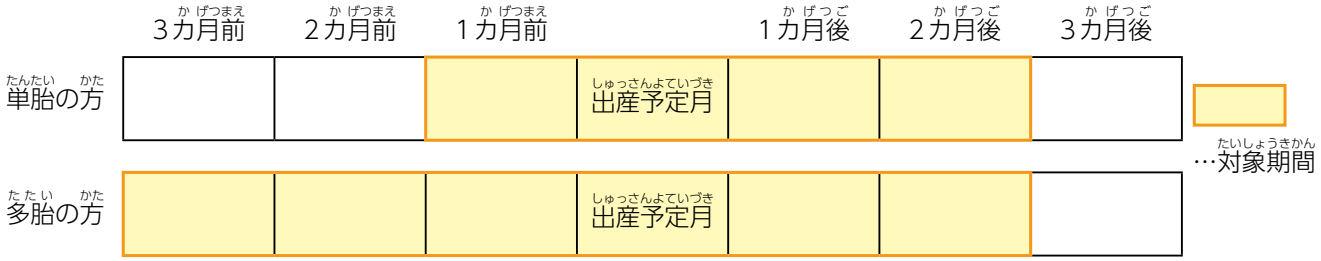

※賦課限度額に達している世帯については、軽減を適用しても減額されない場合があります。

申請に必要なもの

郵送申請OK

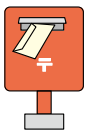

[1] 届出される方の本人確認書類　※４ページ参照

[2] 世帯主と出産される方の個人番号確認書類　※４ページ参照

[3] 母子健康手帳等（出産予定日が確認できるもの）

※出産後の届出の場合には[3]は原則不要ですが、別世帯の子の場合には母子健康手帳（出生届出済証明のページ）や出生証明書などで出産日・親子関係を確認させていただきます。

詳細は電子版をご覧ください。

保険料の納め方

お問い合わせ先　国保資格係

保険料の納期限は、各納期の末日（金融機関が休業日のときは翌営業日）です。

1 口座振替（自動払込）による納付

毎月末日（土・日曜日、祝日等の場合は翌営業日）に指定の預貯金口座から自動的に納めることができます。登録の手続きは「新宿区国民健康保険料口座振替（自動払込）依頼書」でお申し込みください。

また、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、ゆうちょの各銀行の金融機関口座の場合は、口座名義人ご本人がキャッシュカード（磁気付）を区役所にお持ちいただき、暗証番号で簡単に口座振替の手続きが完了します。納め忘れのない口座振替での支払いを是非ご利用ください。なお、一部ご利用できないカードがあります。

毎年12月に、その年に口座から引き落としされた保険料のお知らせ「口座振替領収証書」をお送りします。

2 キャッシュレスによる納付

スマートフォンやパソコン等を利用した各種キャッシュレス決済方法は、キャッシュレス対応を行っている各社の利用規約をよくご確認のうえ、詐欺などに十分注意して手続きを行うようお願いします。

●銀行スマホ決済アプリ（モバイルレジ等）による納付

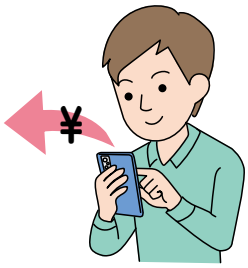

納付書（30万円以下）に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、モバイルバンキング（インターネットを経由して利用する銀行サービス）やクレジットカードを利用して納付することができます。詳細は電子版または株式会社NTTデータの「モバイルレジホームページ」をご覧ください。なお、クレジット納付は区役所等の窓口でクレジットカード決済ができるサービスではありません。

●ペイジーによる納付

スマートフォンやパソコン、ATMから納付することができます。上限金額なく利用でき、振込手数料もかかりません。詳細は電子版または「Pay-easy（ペイジー）ホームページ」をご覧ください。

●コード決済を活用した電子マネーによる納付

あらかじめ利用登録したスマートフォン決済アプリの請求書払いサービスを活用して、納付書に印刷されたバーコードを読み取り、納付することができます。利用できる事業者は納付書の裏面に記載されていますのでご確認ください。詳細は電子版をご覧ください。

3 納付書による納付

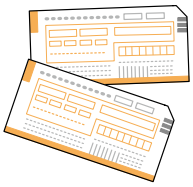

納付できる場所

- 新宿区役所（医療保険年金課）
- 各特別出張所
- 銀行
- 信用金庫
- 信用組合（都内）
- 郵便局、ゆうちょ銀行
- コンビニエンスストア（納付書の裏面に記載）

4 年金特別徴収（年金からの引き落とし）

65歳～74歳で条件を満たす世帯の方は、世帯主の年金から保険料を納めていただきます。
詳細は、電子版または保険料の通知書に同封のチラシでもご案内しています。

詳細は電子版をご覧ください。

保険料を納めないと

●「督促状」について

納期限までに保険料の納付がない場合、法令に基づいて督促状が送付されます。
納期限を過ぎて納付された場合、行き違いで督促状が送付されることがあります。

お問い合わせ先➡国保資格係

●「延滞金」について

納付期限を過ぎて保険料を納付した場合、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金を請求することがあります。

お問い合わせ先➡国保資格係

それでも納めないでいると…

●「催告」について

督促状を送付しても保険料の納付がない場合、電話や文書、ショートメッセージ等による催告を行います。

お問い合わせ先➡滞納対策課

●滞納処分について

特別な事情がなく滞納している世帯や、納付相談にも応じない世帯などには、法令に基づいて預貯金・給与・生命保険などの財産調査を行い、調査の結果財産が見つかった場合は、予告なく差押などの滞納処分をすることがあります。

お問い合わせ先➡滞納対策課

保険料の納付が困難な時は、納付相談をしてください。

滞納対策課では、新宿区納付案内センターを設置し、平日開庁時間のほか、休日開庁日（原則毎月第４日曜日）にも納付相談の受け付けを行っていますので、保険料の納付が困難なときは、ご相談ください。また、新宿区納付案内センターでは、国民健康保険料のほか、特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）についての納付相談の受け付けを行っています。納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

新宿区納付案内センター 連絡先：（５２７３）４３１１

お問い合わせ先➡滞納対策課

納付相談をしていても、「督促状」「催告書」の送付・「延滞金」の請求を行います

国保で受けられる給付

詳細は電子版をご覧ください。

国保に入っていると

お問い合わせ先　国保給付係

国保に加入していると、医療機関等で受診したときの医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。医療機関等の窓口で保険証、マイナ保険証または資格確認書を提示すれば、一定の自己負担額（一部負担金）で医療を受けることができます。

一部負担金

- 0歳～就学前　2割
- 就学後～69歳　3割
- 70歳～74歳　2割もしくは3割※

※詳しくは28ページ参照

総医療費（実際にかかった医療費）

自己負担分	国保負担分
2割もしくは3割	7割もしくは8割

一部負担金（窓口支払い分）

国民健康保険が使えない場合

- 健康診断や予防注射
- 正常分娩
- 美容整形
- 差額ベッド
- 単なる肩こりや筋肉疲労等に対する柔道整復師、はり・きゅう師、マッサージ師の施術　など

給付が制限される場合

- けんか、泥酔等によるけがや病気
- 故意の事故や犯罪によるけがや病気

●交通事故などにあったとき

交通事故や暴力等、第三者（加害者）から受けたけがや病気等の治療費は、本来加害者が全額負担すべきですが、加害者不明や加害者と話し合いがつかない等の場合は、国保の給付が受けられます。その際は、必ず新宿区に届け出をしてください。後日、新宿区が立て替えた治療費を加害者に請求します。

国保をやめるときの注意点

お問い合わせ先　国保給付係

転出したときや、職場の健康保険に加入した等で、新宿区の国保をやめた後でも、マイナ保険証は使えます。加入・脱退手続きをすることで、マイナ保険証に紐づいている情報が正しく更新されます。

ただし、新宿区の国保をやめているにもかかわらず、その保険証や資格確認書を使って診療を受けた（受けていた）ときは、後日、新宿区へ医療費（国保負担分）を返還していただきます。

給付制度の詳細や詳しい申請方法は、電子版でご覧いただけます。本冊子と併せて活用してください。
また、ご不明点があれば国保給付係までご連絡ください。

詳細は電子版をご覧ください。

国民健康保険に加入中の70歳～74歳の方

お問い合わせ先　国保資格係

マイナ保険証をお持ちでない70歳～74歳の方には、70歳の誕生月の翌月（誕生日が月の初日の場合は誕生月）から使用できる一部負担割合が記載された資格確認書をお送りします。

診療を受けるときには、一部負担割合が記載された資格確認書を医療機関等で提示してください。

なお、令和６年12月2日よりも前から国民健康保険に加入されている方には、保険証と高齢受給者証を交付しています。医療機関等では、こちらをお使いください。

マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の登録後は、「資格確認書」または「保険証」と「高齢受給者証」がなくても診療を受けることができます。利用できる医療機関等は、厚生労働省のホームページで確認できます。

●一部負担割合の判定基準

医療費の自己負担割合は、毎年、住民税の課税標準額※1に基づいて判定します。詳しくは電子版、または一部負担割合が記載された資格確認書に同封のチラシをご覧ください。

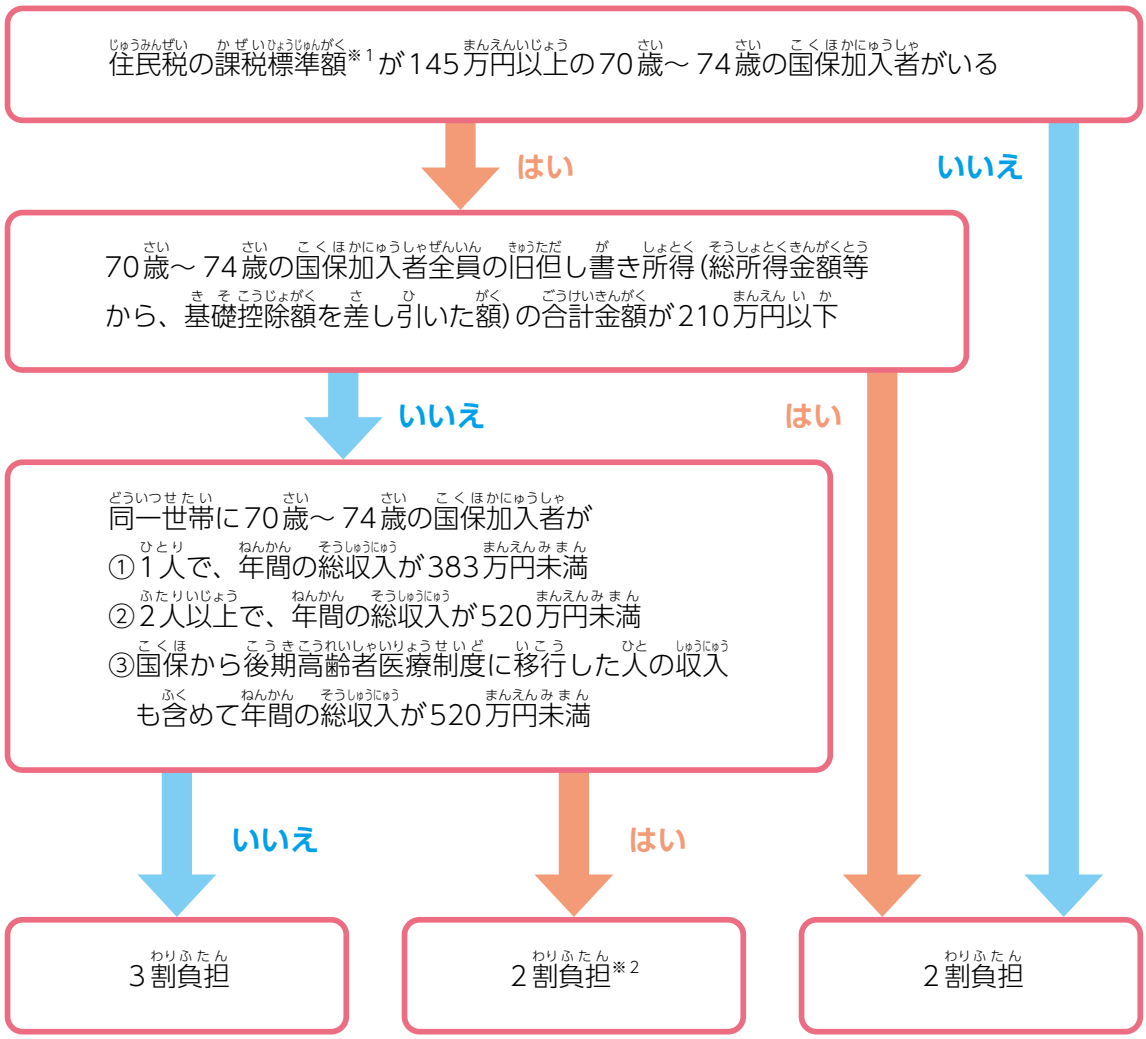

※1　課税標準額とは総所得金額等から、各種所得控除を差し引いた額です。
※2　申請が必要な場合があります。

詳細は電子版をご覧ください。

国保の給付制度

お問い合わせ先　国保給付係

❶ 療養費の支給～いったん全額負担したとき～

保険証、マイナ保険証または資格確認書を持たずに医療機関等で受診した場合や、医師の指示により治療用装具を作った場合など次の事由でかかった費用は、いったん被保険者が全額を支払う必要があります。ただし、後日、新宿区に申請することによって、支払い額の7割もしくは8割が「療養費」として返還されます。

診療日の翌日（治療用装具は領収書の日付の翌日）から2年を経過すると時効により支給できなくなります。

国保とは

急病など、やむを得ない理由で保険証、マイナ保険証または資格確認書を持たずに保険診療を受けたとき

※真にやむを得なかったかどうかも審査の対象

必要書類
- 支払った医療費の領収書
- 診療（調剤）報酬明細書（医療機関等発行）

医師の指示により治療用装具を作ったとき

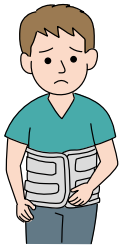

必要書類
- 装具を必要とする医師の証明書等
- 装具の領収書・明細書
- 写真（靴型装具のみ）

保険料

柔道整復師にかかったとき

※急性・亜急性のけがの治療

必要書類
- 施術の明細書（柔道整復師発行）
- 施術料金領収書

はり・きゅう、マッサージの施術を受けたとき

※医師の同意が必要

必要書類
- 施術を認めた医師の同意書
- 施術の明細書（施術師発行）
- 施術料金領収書

国保で受けられる給付

海外でやむを得ない理由で、保険診療に該当する治療等を受けたとき

※治療目的の渡航の場合は対象外

必要書類
- 診療内容明細書**（傷病名が分かるもの）**…A
- 支払った医療費の領収書・明細書…B
- A・Bの日本語の訳文
- 治療を受けた方のパスポート
- 調査同意書

申請に必要なもの
- 療養費支給申請書
- 窓口に来る方の本人確認書類　※4ページ参照
- 受診当時の世帯主の振込先の分かるもの
- その他、内容に応じた必要書類（上記を確認してください）

郵送申請OK

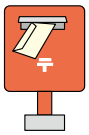

詳細は電子版をご覧ください。

❷ 高額療養費制度～医療費が高額になったとき～

月の初日から末日までの１カ月間で医療費が高額になり、医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えた世帯に、超えた部分を支給します。支給可能な世帯には、通常受診月の３～４カ月後に世帯主あてに通知をお送りします。通知が届いたら申請してください。診療を受けた月の翌月の初日から２年を経過すると時効により支給できなくなります。

また、一定の条件を満たしている世帯は、２回目以降の申請手続きが不要となり、自動振込となります。

申請に必要なもの

- ■ 新宿区からお送りした高額療養費支給申請書
- ■ 窓口に来る方の本人確認書類　※４ページ参照
- ■ 世帯主と診療を受けた方の個人番号確認書類　※４ページ参照
- ■ 世帯主の口座が分かるもの　※申請書に口座が印字されている場合は不要

郵送申請OK

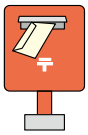

❸ 限度額適用認定証

「限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」（以下、「限度額適用認定証」という）を提示すると、１カ月間に１つの医療機関等（入院・外来は別、医科と歯科は別）の窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。

交付希望の方は、国保給付係に申請してください。ただし、保険料に滞納があると交付できないことがあります。また、適用年月日は申請月の初日からとなります。

70 歳以上の方で、所得区分が「一般」・「現役並みⅢ」（36 ページの表２を参照）の場合は、資格確認書の提示のみで医療費が自己負担限度額までとなります。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の登録後で、保険料に滞納がない場合は、「限度額適用認定証」がなくても自己負担限度額を超える支払いが免除されます。利用できる医療機関等は、厚生労働省のホームページで確認できます。

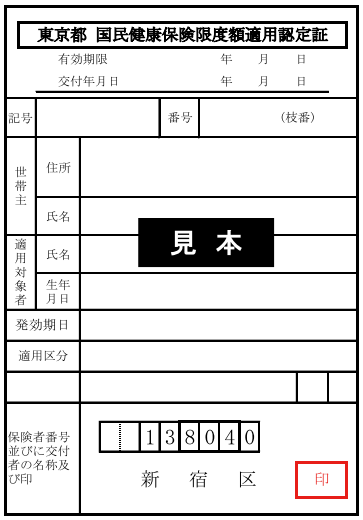

東京都　国民健康保険限度額適用認定証			
有効期限	年　月　日		
交付年月日	年　月　日		
記号		番号	（枝番）
世帯主	住所		
	氏名	見　本	
適用対象者	氏名		
	生年月日		
発効期日			
適用区分			
保険者番号並びに交付者の名称及び印	1 3 8 0 4 0 新　宿　区	印	

申請に必要なもの

- ■ 窓口に来る方の本人確認書類　※４ページ参照
- ■ 交付を受ける方の個人番号確認書類　※４ページ参照

郵送申請OK

● 高額療養費と限度額適用認定証の違い

例：年齢40歳　所得区分「エ」（限度額57,600円）※34ページの表1を参照
一部負担額90,000円（3割負担）
総医療費300,000円

● 高額療養費の場合（医療機関等に限度額適用認定証の提示がない）

医療機関等の窓口で一部負担額90,000円（3割負担）を支払い、後日32,400円の支給を受けます。

● 限度額適用認定証の場合（医療機関等に限度額適用認定証を提示した）

医療機関等の窓口で自己負担限度額57,600円を支払います。

詳細は電子版をご覧ください。

70歳未満の方の場合

自己負担限度額（表1）

区分	所得要件（世帯）※1	1カ月の自己負担限度額	
		過去12カ月以内の1～3回目	4回目以降（多数回該当）※2
ア	901万円超	252,600円（総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算）	140,100円
イ	600万円超～901万円以下	167,400円（総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算）	93,000円
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円（総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算）	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※1　所得とは、総所得金額等から基礎控除を差し引いたものです。所得不明の方がいる世帯は、「ア」の区分となります。
診療年月が1月から7月までは前々年の所得を、8月から12月までは前年の所得を使用します。
※2　多数回該当については、下記の「多数回該当のカウント方法」をご覧ください。

●複数の世帯員、医療機関等での受診があった場合の合算する条件について（70歳未満の場合）

1. 1カ月ごと（月の初日から末日）
2. 医療機関ごと
   ※同じ医療機関等であっても医科と歯科、外来と入院は区別します。
3. 受診者ごと
4. 外来の院外処方で薬局に支払った額は、処方箋発行医療機関での一部負担額と合算可能

→上記を満たし、21,000円以上になったときに合算の対象となります。

多数回該当のカウント方法

受診月以前の12カ月以内に、自己負担限度額以上支払った月の数によって、限度額が変わります。

※自己負担限度額以上支払った月を「🌸」としています

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
🌸	🌸				🌸			🌸				🌸
	1回目				2回目			3回目				4回目

ここからカウントを始める

受診月の12カ月より前のためカウント対象外

多数回該当

詳細は電子版をご覧ください。

70歳以上75歳未満の方の場合

自己負担限度額（表2）

区分	所得要件（世帯）※1	負担割合	1カ月の自己負担限度額		
			外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	4回目以降（多数回該当）※2
現役並みⅢ	住民税の課税標準額が690万円以上	3割	252,600円（総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算）		140,100円
現役並みⅡ	住民税の課税標準額が380万円以上690万円未満		167,400円（総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算）		93,000円
現役並みⅠ	住民税の課税標準額が145万円以上380万円未満		80,100円（総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算）		44,400円
一般	住民税の課税標準額が145万円未満	2割	18,000円（年間144,000円上限）※3	57,600円	44,400円（外来＋入院）
Ⅱ	住民税非課税		8,000円	24,600円	―
Ⅰ	住民税非課税		8,000円	15,000円	―

※1　課税標準額とは総所得金額等から各種所得控除を差し引いた額です。診療年月が1月から7月までは前々年の所得を、8月から12月までは前年の所得を使用します。

※2　多数回該当については、34ページ下の「多数回該当のカウント方法」をご覧ください。なお、区分が一般の方は、外来＋入院の自己負担限度額を超えた月が3回以上あったときの4回目以降の限度額です。

※3　8月から翌年7月までに、外来診療で支払った医療費が144,000円を超えた場合に、超えた額が支給されます。支給される世帯には、年に1回、世帯主あてに通知をお送りしますので申請してください。

＊複数世帯員、医療機関等での受診があったときでも、70歳以上の場合はすべて合算対象です。ただし、外来で支払った医療費は個人単位で計算し、自己負担限度額を超えた分を支給します。また、入院で支払った医療費は世帯単位で合算し、自己負担限度額を超えた分を支給します。

入院時の医療費がどうしても支払えないとき

災害や失業により一時的に生活困難になり、医療費の自己負担額の支払いに困ったときは、事前の申請及び審査のうえ、自己負担額を減額または免除する制度があります。必ず入院前にご相談ください。

無料低額診療事業

国保の仕組みとは別に、経済的理由により適切な医療を受けることができない方々が、一時的に医療機関の診療を必要とする場合に、無料または低額で診療を受けられる制度があります。

※一定の条件があり、事前申請が必要　福祉部生活福祉課相談支援係へ相談してください。

福祉部生活福祉課相談支援係　TEL 03-5273-4552　FAX 03-3209-0278

詳細は電子版をご覧ください。

計算例（70歳未満の世帯）

例：所得区分「ウ」※34ページの表1

夫（50歳）
入院　300,000円
（3割負担）
総医療費：1,000,000円

妻（50歳）
外来　6,000円
（3割負担）
総医療費：20,000円

子（20歳）
外来　30,000円
（3割負担）
総医療費：100,000円

①世帯全体の一部負担額を算出する。

300,000円 ＋ 30,000円 ＝ 330,000円

※妻の外来6,000円は21,000円以上という条件を満たさないため、世帯合算の対象からは外れます（34ページ下の「複数の世帯員、医療機関等での受診があった場合の合算する条件について」を参照）。

②世帯全体の自己負担限度額を計算する。

80,100円＋（1,100,000円－267,000円）×1％＝88,430円

※自己負担限度額の計算方法は、34ページの表1を参照

③世帯全体の支給額を計算する。

330,000円－88,430円＝**241,570円（支給額）**

計算例（70歳以上75歳未満の世帯）

例：所得区分「一般」※36ページの表2

夫（73歳）
外来A　15,000円（2割負担）
外来B　5,000円（2割負担）
総医療費合計：100,000円

妻（73歳）
外来　3,000円（2割負担）
入院　50,000円（2割負担）
総医療費合計：265,000円

①個人ごとの外来償還額を算出する。

夫：（15,000円＋5,000円）－18,000円＝2,000円
└→区分「一般」の外来限度額　※36ページの表2を参照

妻：0円　※外来で負担した3,000円が限度額18,000円に満たないため

②世帯全体の支給額を計算する。

（18,000円 ＋ 3,000円 ＋ 50,000円）－57,600円＝13,400円

- 18,000円 → なお残る夫の自己負担額
- 3,000円 → 妻の外来負担額
- 50,000円 → 妻の入院負担額
- 57,600円 → 区分「一般」の世帯限度額 ※36ページの表2を参照

③支給額を合計する。

2,000円＋13,400円＝**15,400円（支給額）**

④ 入院中の食事代

標準負担額（1食あたり）を自己負担し、残りは保険者が負担します。

区分		標準負担額（1食あたり） 令和6年6月から令和7年3月まで	令和7年4月以降
● 住民税課税世帯		490円	510円
● 70歳未満で住民税非課税世帯 ● 70歳以上で住民税非課税世帯Ⅱ （36ページの表2参照）	90日目までの入院	230円	240円
	90日を超える入院※	180円	190円
● 70歳以上で住民税非課税世帯Ⅰ（36ページの表2参照）		110円	110円

※申請月以前の12カ月以内に90日を超える入院をした方は、申請してください。標準負担額が減額される標準負担額減額認定証を交付します。ただし、申請月の翌月から適用になります。

＊非課税世帯の場合、標準負担額減額認定証を提示すると標準負担額が減額されます。

＊やむを得ない理由で減額が受けられなかった場合は、申請により標準負担額の差額を支給します。詳しくはお問い合わせください。

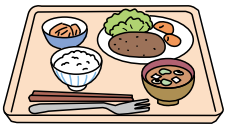

⑤ 出産したとき

加入者が出産したとき、出生児1人につき50万円を支給します。

＊妊娠12週と1日（85日）以上の生産・流産・死産が対象

▶直接支払制度・受取代理制度

新宿区から医療機関等に直接出産育児一時金を支払います。詳しくは出産予定の医療機関等にお問い合わせください。

▶下記の方は新宿区での手続きが必要

・直接支払制度を利用しない、または出産される医療機関等が対応しない場合

・出産費用が出産育児一時金に満たず差額支給がある場合

・外国で出産した場合（※事前にお問い合わせください）

※出産の翌日から2年を経過すると時効により支給できなくなります。

申請に必要なもの　郵送申請OK

- ■ 医療機関等と交わす合意文書
- ■ 領収書・明細書
- ■ 出産の確認ができるもの
- ■ 世帯主の口座が分かるもの
- ■ 窓口に来る方の本人確認書類
  ※4ページ参照
- ■ 出産された方の個人番号確認書類
  ※4ページ参照

⑥ 亡くなったとき

加入者が亡くなったとき、葬祭を行った方に対し、7万円を支給します。

葬祭を行った方が申請者となります。

葬祭の翌日から2年を経過すると時効により支給できなくなります。

申請に必要なもの　郵送申請OK

- ■ 葬祭を行った領収書の原本
- ■ 葬祭を行った方の口座が分かるもの
- ■ 窓口に来る方の本人確認書類
  ※4ページ参照

詳細は電子版をご覧ください。

⑦ 長期特定疾病で療養の方

下記の特定疾病で療養される方は、「特定疾病療養受療証」の交付申請をしてください。医療機関等に提示すると、その治療費の自己負担限度額が1カ月1万円となります。ただし、70歳未満の人工透析にかかる療養について、所得（基礎控除後）が600万円を超える世帯の方、または1人でも所得不明の方がいる世帯の方の自己負担限度額は1カ月2万円です。申請月の初日から適用となり、遡って交付できません。

対象となる特定疾病

- 人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全
- 血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）
- 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染）

申請に必要なもの

- ■ 対象疾病を証明するもの
- ■ 窓口に来る方の本人確認書類　※4ページ参照
- ■ 認定を受ける方の個人番号確認書類　※4ページ参照

郵送申請OK

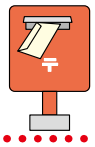

⑧ 結核・精神医療給付証の交付

▶結核医療給付金受給者証の交付

お問い合わせ先　保健予防課予防係　TEL 03-5273-3859

感染症法（結核）の適用を受けている国保加入者で、住民税非課税（18歳未満の方は世帯主が非課税）の方は、申請により「結核医療給付金受給者証」が交付されます。この証を医療機関に提示することで、自己負担金がかかりません。

▶国保受給者証（精神通院）の交付

お問い合わせ先　各保健センター　※46ページ参照

自立支援医療制度に基づく公費負担を受けている国保加入者で、同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の場合は、申請により「国保受給者証（精神通院）」が交付されます。この証を医療機関等に提示することで、自己負担金がかかりません。対象になるのは外来のみです。

都外で受診した場合

結核・精神医療給付証に記載されている指定医療機関が東京都外の場合は、医療機関等の窓口で自己負担金をお支払いいただき、後日、国保給付係に申請してください。自己負担金相当額を支給します。なお、診療日の翌日から2年を経過すると時効により支給できなくなります。

申請に必要なもの

郵送申請OK

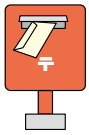

- ■ 結核・精神医療給付金支給申請書
- ■ 支払った医療費の領収書
- ■ 結核医療給付金受給者証または国保受給者証
- ■ 受診者の口座が分かるもの
- ■ 窓口に来る方の本人確認書類　※4ページ参照
- ■ 自己負担額上限管理票

保健事業のご案内

詳細は電子版をご覧ください。

新宿区では国保に加入されている方の健康保持増進のために、健康診査や健康相談等を行うほか、宿泊施設の宿泊料金を一部助成しています。

多くの方がこれらの事業を利用して、ご自身の健康管理を行っています。お気軽にご利用ください。

※がつく事業は、国保加入手続等の届出書に記入した情報をもとに、保健事業のご案内をしています。

全員	保養施設宿泊補助（6～9月） 宿泊施設の宿泊料を、1人1泊3,000円（2泊まで）補助します。	〈お問い合わせ先〉 医療保険年金課 庶務係
16歳以上の方 詳細は別冊［新宿区国民健康保険 保健事業のお知らせ］を参照してください。	歯科健康診査（6～12月） 虫歯や歯周病等の診査や、歯・口の健康のためのアドバイスをします。	〈お問い合わせ先〉 健康づくり課 健康づくり推進係
40～74歳の方 詳細は別冊［新宿区国民健康保険 保健事業のお知らせ］を参照してください。	★特定健康診査★特定保健指導★非肥満保健指導（6～3月）※ 生活習慣病予防を目的とした特定健康診査の受診機会を設けています。また、健診の結果から生活習慣病のリスクに応じた保健指導を行うため、該当の方には案内を送付します（無料）。	〈お問い合わせ先〉 健康づくり課 健診係
原則65歳以上の方	★残薬調整バッグ事業 新宿区と連携する区内調剤薬局では、薬剤師がご自宅に余っているお薬の整理や相談に対応します（無料）。また、使いやすい専用の「おくすりバッグ」を差し上げます。	〈お問い合わせ先〉 医療保険年金課 庶務係
40～74歳の方で糖尿病を治療中で、特定健康診査を受けた方のうち、重症化するリスクの高い方	★糖尿病性腎症等重症化予防事業 ※ 個々の状況に応じた保健指導を行います。 対象の方には、個別に案内を送付します（無料）。	〈お問い合わせ先〉 健康づくり課 健診係
生活習慣病の治療を中断している可能性がある方	★生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業 ※ 受診再開にむけ、みなさんが持つ不安に対し、看護師等が電話でアドバイスをします（無料）。	〈お問い合わせ先〉 医療保険年金課 庶務係
医療機関や薬局の利用、また、お薬の服用が適切でない可能性がある方	★受診行動適正化事業 ※ 同じ症状で、沢山の病院を受診している方等に対し、看護師等が電話でアドバイスをします（無料）。	〈お問い合わせ先〉 医療保険年金課 庶務係

以上の事業のうち、★がつく事業は、新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画に定め実施しています。

新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画とは？

被保険者の健康増進（健康寿命の延伸）や医療費の適正化を目的に、データ分析に基づく効果的かつ効率的な保健事業を実施するための事業計画です。

お問い合わせ先

詳細は電子版をご覧ください。

医療保険年金課（本庁舎４階）

	係の名前	電話番号	FAX
資格届出・保険料賦課・保険料納付・口座振替	国保資格係	03-5273-4146	03-3209-1436
保険給付・高額療養費	国保給付係	03-5273-4149	
保養施設	庶務係	03-5273-4078	

総務部滞納対策課（本庁舎６階）

	電話番号	FAX
納付相談（受付：納付案内センター）	03-5273-4311	03-5273-3540

高齢者医療担当課（本庁舎４階）

	電話番号	FAX
後期高齢者医療制度	03-5273-4562	03-3203-6083

健康づくり課・保健センター

	係・保健センターの名前	電話番号	FAX
健康診査 がん検診 歯科健康診査	健診係	03-5273-4207	03-5273-3930
	健康づくり推進係	03-5273-3047	
	牛込保健センター	03-3260-6231	03-3260-6223
	四谷保健センター 女性の健康支援センター	03-3351-5161	03-3351-5166
	東新宿保健センター	03-3200-1026	03-3200-1027
	落合保健センター	03-3952-7161	03-3952-9943

特別出張所（※一部の届け出は特別出張所でもできます。）

	特別出張所名	電話番号	FAX
資格届出 ・加入 ・脱退 ・変更 保険料納付	四谷特別出張所	03-3354-6171	03-3350-9403
	箪笥町特別出張所	03-3260-1911	03-3235-7121
	榎町特別出張所	03-3202-2461	03-3202-2476
	若松町特別出張所	03-3202-1361	03-3207-1591
	大久保特別出張所	03-3209-8651	03-3207-1831
	戸塚特別出張所	03-3209-8551	03-3207-1861
	落合第一特別出張所	03-3951-9196	03-3952-3181
	落合第二特別出張所	03-3951-9177	03-3952-3183
	柏木特別出張所	03-3363-3641	03-3363-3477
	角筈特別出張所	03-3377-4381	03-5350-2868

●毎日の診療案内（24 時間）

東京都医療機関案内サービスひまわり …… TEL 03-5272-0303

東京消防庁救急相談センター …… TEL 03-3212-2323

あなたのくらしと国保

令和7年度版　令和7年6月発行
編集・発行
新宿区健康部医療保険年金課
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
TEL 03-3209-1111（代表）　FAX 03-3209-1436

この印刷物は、業者委託により98,500部印刷製本しています。
その経費として、1部あたり41.8円（税込み）がかかっています。
ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

印刷物作成番号
2025-1-3208

新宿区
SHINJUKU CITY